

営業時間短縮要請に関するよくある質問

令和3年8月23日

<申請者要件等について>

Q1：営業時間短縮（以下、「時短」という。）に対する協力金の申請者の要件を教えてください。

次の全ての要件を満たす方となります。

- ① 県内に、時短要請の対象となる施設（以下、「要請対象施設」という。）を有しているものとする。
※ ただし、政治団体、宗教上の組織若しくは団体、その他知事が適当でないと判断するものを除く。
- ② 要請前は20時以降も営業していた施設で、県の時短要請（期間：令和3年8月20日（金）0時から同年9月12日（日）までの全ての期間）に応じて、以下の時短要請にご協力いただいていること。
 - ・ 営業時間は、5時から20時までの間とする。
 - ・ まん延防止等措置重点区域（鹿児島市、霧島市、姶良市）の店舗については、酒類の提供は行わないこと。
 - ・ まん延防止等重点措置区域以外の全ての市町村の店舗については、酒類の提供は、11時から19時までの間とする。
- ③ 時短要請の時点（令和3年8月18日）で、
 - ・ 対象区域において営業継続中であり、
 - ・ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた者が営業に使用する施設であること。
- ④ 業種毎の感染拡大予防ガイドライン（業種別ガイドライン）等を遵守していること。
- ⑤ 申請者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、鹿児島県暴力団排除条例第2条第1号から第4号に規定する暴力団等に該当しないこと。
また、前述の暴力団等が、申請者の経営に事実上参画していないこと。

Q2：時短要請の対象外となる事業者を教えてください。

次の事業者は対象外となります。

- ① 食品衛生法（昭和22年法律第233号）上、適法な、飲食店営業又は喫茶店営業の許可を取得していない事業者
- ② 「接待を伴う飲食店」であって、風俗営業法上の許可は受けているが、時短要請の時点（令和3年8月18日）で食品衛生法（昭和22年法律第233号）上の飲食店営業又は喫茶店営業の許可は取得していない事業者
- ③ グループでの会話が想定されず飛沫感染のリスクの少ない「映画館、ネットカフェ、漫画喫茶、弁当屋、デリバリー、テイクアウト、キッチンカー、自動販売機等」の事業者
- ④ 通常の営業終了時間が、もともと20時以前(および営業開始が朝5時以降)の事業者
- ⑤ 既に廃業した事業者および以前から休業中の事業者
- ⑥ デリバリーヘルス・その他性風俗店の運営事業者
- ⑦ その他、店舗の運営等に関する関係法令に違反している事業者

<時短要請内容について>

Q3：時短要請の内容を教えてください。

(1) まん延防止等重点措置区域（鹿児島市，霧島市，始良市）

要件に該当する飲食店について，20時以降も営業する施設の管理者に対し，要請期間の全期間について，20時から翌日5時までの営業を行わないこと，また，酒類の提供を行わないことを要請します。

なお，飲食を主として業としている店舗（スナック，カラオケ喫茶等）においては，カラオケを行う設備を提供している場合，利用を自粛することを要請します。（カラオケボックスは対象外）

また，「第三者認証制度の認証店」の取得申請に努めていただきます。

※8月20日（金）0時から5時も時短要請期間です。

※「第三者認証制度の認証店」の同様の取扱となります。

(2) まん延防止等重点措置区域以外の全ての市町村

要件に該当する飲食店について，20時以降も営業する施設の管理者に対し，要請期間の全期間について，20時から翌日5時までの営業を行わないこと，また，19時から翌日11時までの間は酒類の提供を行わないことを要請します。

また，「第三者認証制度の認証店」の取得申請に努めていただきます。

※8月20日（金）0時から5時も時短要請期間です。

Q4：時短要請の根拠は何ですか？

まん延防止等重点措置区域（鹿児島市，霧島市，始良市）については新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項に基づく要請です。

まん延防止等重点措置区域以外の全ての市町村については，新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく要請です。

Q5：時短要請に従わない場合、罰則はありますか？

まん延防止等重点措置区域については、命令・罰則の対象になることがあります。

Q6：時短要請を受けていない施設が自主的に時短した場合は、協力金の支給対象となりますか？

県の要請に応じていただいた方への協力金であることから、要請を受けていない施設の自主的な時短については、支給対象となりません。

Q7：まだ開店して間もないが、今回の時短要請に応じた場合は、協力金の支給対象となりますか？

時短要請の時点（令和3年8月18日）で食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を取得した上で営業している場合、20時から翌日5時まで営業休止（まん延防止等重点措置区域（鹿児島市、霧島市、始良市）については、酒類の提供は行わない。まん延防止等重点措置区域以外の市町村においては、酒類の提供は11時から19時まで）すれば支給対象となります。

Q7-2：時短要請期間中（8月20日以降）に開店予定ですが、協力金の支給対象になりますか？

いいえ。時短要請の時点（令和3年8月18日）で食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を取得した上で営業していなければ、支給対象になりません。

Q7-3：時短要請期間後に移転予定ですが、協力金の支給対象になりますか？

はい。時短要請の時点（令和3年8月18日）で食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を取得した上で営業している場合、20時から翌日5時まで営業休止（まん延防止等重点措置区域（鹿児島市、霧島市、始良市）については、酒類の提供は行わない。まん延防止等重点措置区域以外の市町村においては、酒類の提供は11時から19時まで）すれば支給対象となります。

Q8：ラストオーダーを20時までとすれば、協力金の支給対象になりますか？

ラストオーダーではなく、20時までにお客様が店舗内にいない状態になる必要があることから、支給対象になりません。

また、まん延防止等重点措置区域以外の市町村においては、19時まで到最后の酒類の提供を終えて、ボトルキープの酒類は回収する必要があります。

なお、まん延防止等重点措置区域（鹿児島市、霧島市、始良市）については、酒類の提供はできません。

Q9：通常は17時から22時まで営業している居酒屋です。19時以降は酒類の提供を行わなければ20時まで営業しても、協力金の支給対象になりますか？

まん延防止等重点措置区域の市町村においては、酒類の提供は行わないこととされているため、支給対象となりません。

まん延防止重点措置区域以外の市町村においては、支給対象になります。ただし、20時まで全てのお客様が退店している必要があります。

Q10：通常の営業時間が10時から19時までの飲食店です。期間中、全日休業した場合、協力金の支給対象になりますか？

いいえ。通常の営業時間が、今回の時間短縮営業（5時から20時まで）内であれば、支給対象になりません。

(例)

通常の営業時間が10時から24時までの飲食店が20時に閉店する場合は、協力金の対象

通常の営業時間が10時から24時までの飲食店が全日休業する場合は、協力金の対象

Q11：通常の営業時間が22時から翌日2時までの飲食店です。営業時間を短縮することができませんが、休業した場合は、協力金の支給対象になりますか？

はい。20時から翌日5時までの間で営業をやめているので、支給対象になります。

例えば、営業時間を早めて17時から20時にした場合も、20時から翌日5時まで営業をしていないため、支給対象になります。

Q11-2：コロナ対策で、既に自主的に時短営業をしている飲食店ですが、協力金の支給対象になりますか？

通常の営業時間を看板などで確認でき、その他の要件も満たしていれば、支給対象となります。

Q11-3：予約制の飲食店も、協力金の支給対象になりますか？

予約対応の時間帯が20時～5時の間を含み、その他の要件も満たしていれば、支給対象となります。ただし、営業実態が無い場合には、支給対象になりません。

Q11-4：曜日ごとに営業時間が異なる飲食店ですが、協力金の支給対象になりますか？

営業時間帯に20時から5時までの間が含まれていて、その他の要件も満たしていれば、支給対象になります。

Q11-5：平日は普通の飲食店で、日曜日のみライブハウスとして営業していますが、日曜日は20時以降営業しても協力金の支給対象になりますか？

日曜日も含めて、全て県の要請に応じていただき、その他の要件も満たしていれば支給対象になります。時短要請期間中に営業した場合には、支給対象になりません。

Q12：運営している施設の一部が要請対象施設になっている場合、協力金の支給対象になりますか？（例：ホテルが運営しているスナック等）

時短要請の時点（令和3年8月18日）で食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を取得した上で営業している場合、20時から翌日5時まで営業休止（まん延防止等重点措置区域（鹿児島市，霧島市，始良市）については、酒類の提供は行わない。まん延防止等重点措置区域以外の市町村においては、酒類の提供は11時から19時まで）すれば支給対象となります。

Q12-2：ホテルの宴会場は、協力金の支給対象になりますか？

飲食店営業許可などの全ての要件を満たしていれば支給対象となります。

Q13：居酒屋を20時で閉店して、その後テイクアウトサービスのみを続けた場合、協力金の支給対象になりますか？

時短要請の時点（令和3年8月18日）で食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を取得した上で営業している居酒屋の店内での飲食を20時までとだけしていたら、その後テイクアウトサービスのみを続けても、支給対象になります。

Q14：カラオケボックスは、協力金の支給対象になりますか？

時短要請の時点（令和3年8月18日）で食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を取得した上で営業している場合、20時から翌日5時まで営業休止（まん延防止等重点措置区域（鹿児島市、霧島市、始良市）については、酒類の提供は行わない。まん延防止等重点措置区域以外の市町村においては、酒類の提供は11時から19時まで）すれば支給対象となります。

なお、時短要請の時点（令和3年8月18日）で食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得た上で営業するカラオケボックス内での飲食を20時までとし、その後カラオケサービスのみを続けた場合は、支給対象とはなりません。

Q15：フードコートがある大型スーパー店やショッピングモールは、協力金の支給対象になりますか？

時短要請の時点（令和3年8月18日）で食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を取得した上で営業しており、20時以降にフードコートを完全に使用中止した場合には、支給対象となります。

Q15-2：フードコートの場合、協力金の申請者は誰になりますか？

飲食店営業許可を得ている事業者が申請者になります。

Q16：イートインコーナーがあるコンビニエンスストアは、協力金の支給対象になりますか？

コンビニエンスストアは、支給対象になりません。

Q17：車両による移動式の飲食店を営業しているが、協力金の支給対象になりますか？

移動式車両の駐車位置付近で、時短要請の時点（令和3年8月18日）で食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を取得した上で、飲食スペースを設けて営業している場合、20時から翌日5時まで営業を休止（まん延防止等重点措置区域（鹿児島市，霧島市，始良市）については、酒類の提供は行わない。まん延防止等重点措置区域以外の市町村においては、酒類の提供は11時から19時まで）し、その他の要件もすべて満たしていれば、支給対象になります。

お客様に飲食スペースを設けていない場合は、持ち帰り（テイクアウト）専門店と同じ取り扱いとなりますので、支給対象になりません。

Q18：NPO法人，組合，個人事業主，中小企業及び大企業は、協力金の支給対象になりますか？

申請者要件等を満たした場合、支給対象になります。
（※企業規模，個人・法人の形態は問わない。）

Q19：時短要請の時点（令和3年8月18日）で食品衛生法（昭和22年法律第233号）の飲食店営業許可の有効期限が切れている場合、協力金の支給対象になりますか？

時短要請の時点（令和3年8月18日）で食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた

上で営業している者が対象になるため、有効な営業許可を有しない場合には、支給対象になりません。

Q20：社交飲食店ではあるが、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の飲食店営業許可はありません。食品衛生法（昭和22年法律第233号）の飲食店営業許可の代わりに社交飲食店の営業許可を提出することで、協力金の支給対象になりますか？

時短要請の時点（令和3年8月18日）で食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた上で営業している者が対象になるため、支給対象になりません。

Q20-2：令和3年7月から営業しています。食品衛生法（昭和22年法律第233号）の飲食店営業許可はありますが、新型コロナウイルスの影響で講習を未受講です。協力金の支給対象になりますか？

全ての要件を満たしていれば協力金の支給対象になります。今後、早めに受講してください。

Q21：対象区域内に複数の店舗を有していますが、店舗の数ごとに支給されますか？
また、全ての店舗が要請に応じないと支給されませんか？

全ての店舗が全ての要件を満たすことで対象となります。対象区域で複数店舗を運営する事業者は、対象区域内の全てについて時短することが必要です。

複数店舗のうち、1店舗のみ時短しなかった場合であっても、支給されません。

Q21-2：食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可を取得している店舗と取得していない店舗の両方を運営している場合、要件を満たしている店舗のみ対応すれば、給付金の支給対象になりますか？

今回の要請は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく

飲食店営業許可を得ている店舗が対象となります。営業許可を得ていない店舗については、要請対象になりません。

したがって、要請対象の店舗が全て時短営業し、その他の要件を満たしていれば、支給対象となります。

Q22：業種別ガイドライン等を遵守している店舗とは、どのような店舗のことですか？

県の第三者認証を取得している店舗や県が発行した感染防止対策実施宣言し店頭ステッカーを掲示の上感染防止対策を実践している店舗、又は各業界団体が示した業種別ガイドラインを店舗の実情に応じて実践している店舗のことです。

後日ご案内する協力金支給手続きの際に、ガイドライン等を遵守している店舗であることを誓約する書類の提出をお願いする予定です。

ガイドライン等の詳細につきましては、内閣官房のホームページに掲載されている「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」(<https://corona.go.jp/prevention/>) などをご覧ください。

<時短要請期間について>

Q23：要請期間はいつからいつまでですか？

令和3年8月20日（金）0時から9月12日（日）の24日間です。

営業時間は5時から20時までの間、まん延防止等重点措置区域（鹿児島市、霧島市、姶良市）については、酒類の提供は行わない。まん延防止等重点措置区域以外の市町村においては、酒類の提供は11時から19時までの間とする必要があります。

Q24：令和3年8月20日（金）0時から9月12日（日）24時までの全ての期間で時短を行っていないと、協力金は支給されないのですか？

令和3年8月20日（金）0時から9月12日（日）24時までの全ての期間において要請にご協力いただいた場合、支給対象となります。

す。

Q25：スナックを経営しています。8月20日（金）から休業する予定ですが、8月28日（土）から29日（日）まで（要請期間の一部期間）一時営業しても、協力金の支給対象になりますか？

全ての期間を通じて時短要請に応じた事業者が対象になりますので、要請に応じなかった日（期間）がある場合は対象となりません。

Q26：毎週日曜日が定休日なのですが、8月20日（金）から9月12日（日）まで時短した場合、要請期間中に定休日が4日あるので、4日分の協力金が減額されますか？

いいえ。要請期間中に定休日が含まれていても、要請対象施設が全ての期間を通じて要請に応じ、その他の要件を満たしていれば、協力金が支給されます。

<鹿児島県第三者認証取得店舗について>

Q27：第三者認証を取得済みですが、営業時間の短縮要請に応じず通常営業を行った場合、罰則はありますか。

まん延防止等重点措置区域（鹿児島市、霧島市、始良市）については、第三者認証を取得済みであっても、命令・罰則の対象になる場合があります。

Q28：時短要請の開始時点（令和3年8月20日0時）で、第三者認証を申請中ですが、通常営業を選択できますか。

時短要請の開始時点（令和3年8月20日0時）で、第三者認証を

申請中の店舗は、通常営業を選択することはできません。

認証取得済みの店舗のみ通常営業を選択することができます。

ただし、通常営業を選択することができるのは、まん延防止等重点措置区域以外の市町村に限ります。

Q29：時短要請の期間中に認証を取得した場合、取得後から通常営業を選択できますか。

その場合、認証を取得する前に時短要請に応じていた分の協力金は日割り等で支給されますか。

時短要請の期間中に認証を取得した場合、取得後から通常営業を行うことができますが、まん延防止等重点措置区域以外の市町村に限ります。

ただし、要請期間の全期間で営業時間の短縮に応じてはいないため、協力金は支給されません。

Q30：第三者認証を取得していますが、通常営業を選択した場合、協力金の支給対象になりますか。

営業時間の短縮要請に応じていないため、協力金の支給対象外です。

<協力金の申請手続きについて>

Q31：協力金の申請はいつからいつまでですか？

8月20日(金)～9月12日(日)に実施する営業時間短縮要請に係る協力金の申請期間は、令和3年9月13日(月)から11月5日(金)まで(※当日消印有効)です。

なお、簡易書留やレターパックで申請していただくこととしております。

Q32：協力金の申請書類はどこで入手できますか？

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金の申請書等の指定様式は、申請要領とあわせて、9月13日(月)13時に県ホームページ等で公開します。

【県HP掲載場所】

「県トップページ」(中段) → 「飲食店の時短要請・協力金」

なお、その他の方法でも取得できるよう、準備中です。

Q33：県の要請に応じて時短したことは、どのように確認するのですか？

申請時に、時短要請に応じて8月20日(金)0時から9月12日(日)24時まで時短を行ったことが分かる書類を提出していただきます。

該当する書類としては、時短の告知チラシ等を店頭に掲示している外観写真や、その告知チラシ、自社ホームページ画像の写しなどです。

複数店舗を運営している場合には、各店舗毎に資料をご準備ください。時短を行う店舗等の名称や時短の状況が分かるようお願いします。

Q34：なぜ簡易書留やレターパックで申請する必要があるのですか？県庁の出先機関に持参してよいですか？

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、申請書の持参はご遠慮ください。

万一、申請書類がこちらに届かない状況が生じた場合も、申請者において郵便物の追跡確認ができるように、簡易書留やレターパックでお願いします。

Q35：複数の対象店舗を有する場合、店舗毎に申請する必要がありますか？

事業者ごとの申請となりますので、店舗毎に申請する必要はありません。

ただし、必要書類は全ての店舗分を提出していただく必要があります。

Q36：協力金はなるべく早く申請しないと予算が無くなってしまいますか？

早い者勝ちということはありません。申請期間内に受付したもののについては、要件を満たせば、協力金の対象となります。

Q36-1：国や市町村の給付金と重複して申請できますか？

当該協力金については、要件を満たせば、他の制度と重複して申請することは可能です。

なお、新型コロナウイルス関連の支援金等については、各制度の規定において、重複に関する制限を設けている場合（国の月次支援金や鹿児島県事業継続一時支援金等）もありますので、それぞれの制度をご確認ください。

Q37：協力金は、いくら支給されますか？

協力金については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の「協力要請推進枠」を活用して、国と事前協議の上、国の制度に応じて決定しているところです。

今回の協力金は、店舗の事業規模に応じて協力金の額が決まります。

(1) まん延防止等重点措置区域(鹿児島市、霧島市、姶良市)の場合

【中小企業】

売上高に応じて1店舗当たり「72万円から240万円」

※1日当たりの協力金額（3～10万円）×要請期間（24日間）

【大企業】 ※中小企業においても、この方式を選択可

1店舗当たり「上限480万円」

※1日当たりの協力金額(①売上高減少額/日×0.4)×要請期間(24日間)

※ただし、①の上限は「20万円/日」

(2) まん延防止等重点措置区域以外(上記の3市以外)の場合

【中小企業】

売上高に応じて1店舗当たり「60万円から180万円」

※1日当たりの協力金額（2.5～7.5万円）×要請期間（24日間）

【大企業】 ※中小企業においても、この方式を選択可

1店舗当たり「上限480万円」

※1日当たりの協力金額(①売上高減少額/日×0.4)×要請期間(24日間)

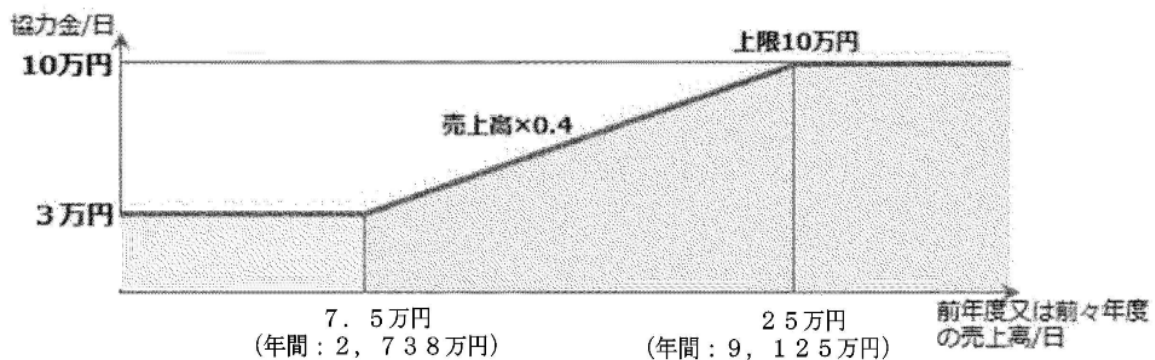
※ただし、①の上限は「20万円/日」又は「前年度又は前々年度の1日当たりの売上高×0.3」のいずれか低い方

Q37-1：協力金の計算方法を教えてください。

8月20日(金)～9月12日(日)の時短要請分については、次のとおりです。

(1) まん延防止等重点措置区域(鹿児島市, 霧島市, 始良市)の場合

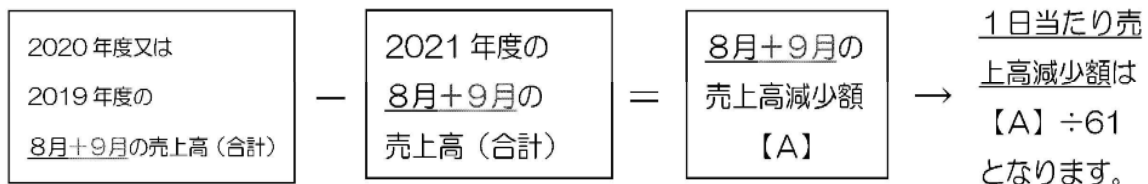
○ 中小企業 (売上高方式)



2020年度又は2019年度の 8月+9月の1日当たり売上高	～7.5万円	7.5万円～25万円	25万円～
協力金の額	3万円 ×24日 =72万円	1日当たり売上高×0.4(千円 単位に切り上げ)×24日 ※売上高に応じて決定 (72万円～240万円)	10万円 ×24日 =240万円

○大企業 (売上高減少額方式)【中小企業においても選択可】

〈売上高減少額とは〉

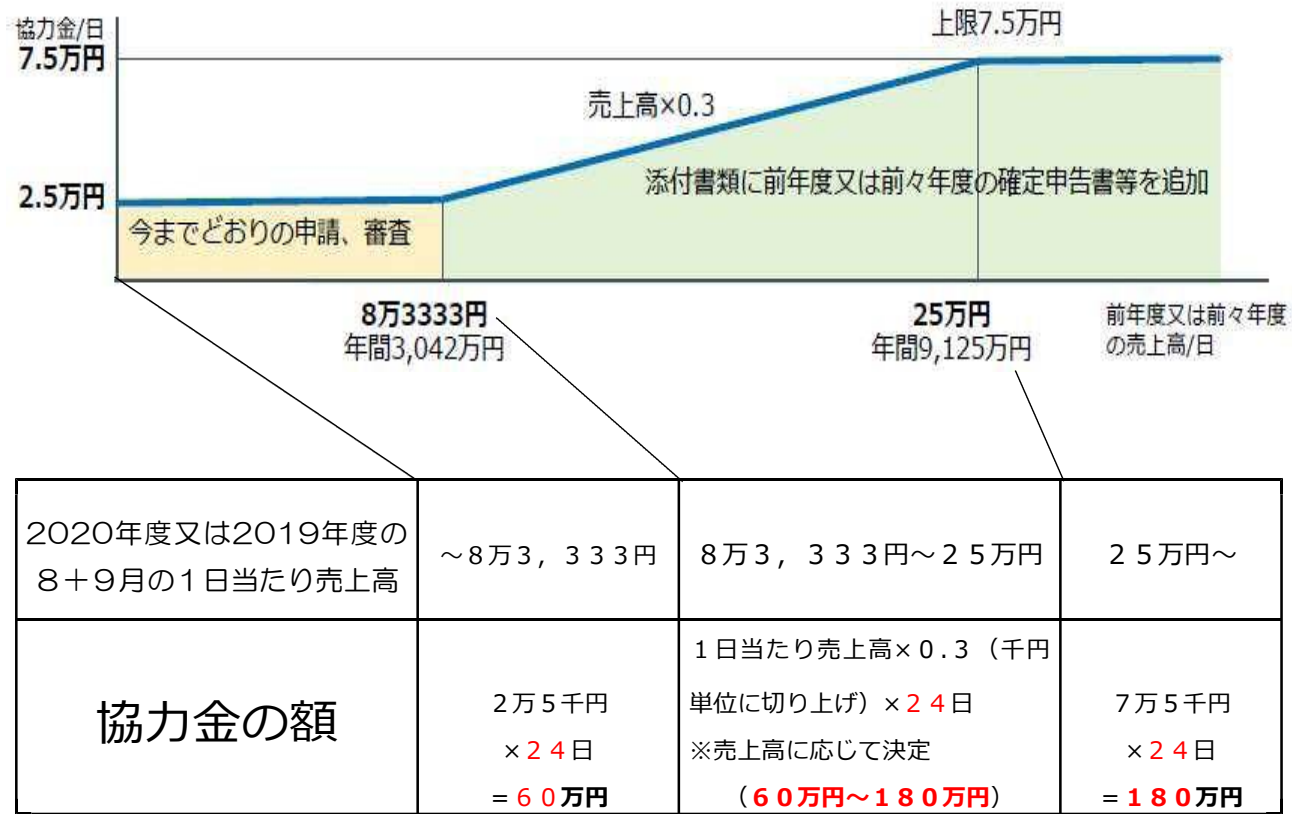


$$\text{協力金額} = \frac{(\text{1日当たり売上高減少額} \times 0.4)}{\downarrow} \times 24\text{日}$$

※上限は「20万円/日」

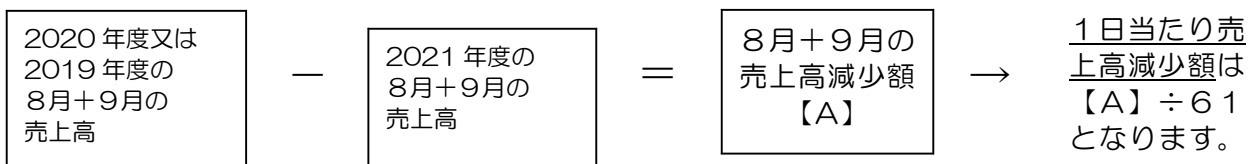
(2) まん延防止等重点措置区域以外(上記の3市以外)の場合

○ 中小企業（売上高方式）



○ 大企業（売上高減少額方式）【中小企業においても選択可】

〈売上高減少額とは〉



協力金額 = $\frac{\text{1日当たり売上高減少額} \times 0.4}{1}$ × 24日

※上限は「20万円/日」又は「2020年度又は2019年度の1日当たりの売上 × 0.3」のいずれか低い方

1：協力金の計算金額における1日当たりの売上高とは何ですか？

2020年度又は2019年度の時短要請月と同じ月の売上高 ÷ 当該月の日数

※8月20日(金)～9月12日(日)の時短要請の場合、

「2020年 8月+9月 又は 2019年 8月+9月 の売上高の合計 ÷ 61日」
となります。

2：協力金の計算金額における1日当たりの売上高減少額とは何ですか？

(2020年度又は2019年度の時短要請月と同じ月の売上高－2021年度の時短要請月の売上高) ÷ 当該月の日数

※8月20日(金)～9月12日(日)の時短要請の場合、

「(2020年 8月+9月 又は 2019年 8月+9月の売上高 - 2021年 8月+9月の売上高の合計) ÷ 61日」
となります。

3：月ごとの売上高はどのように確認すればよいですか？

飲食業売上高等に基づき支給額が決定されることから、売上高の確認のため、確定申告書の控えに加え、月毎の飲食業売上高等が記載された売上帳等の帳簿の写し等を提出していただきます。

売上高の確認のために提出を求める書類としては、以下のようなものを想定しています。

- ・法人税の確定申告書別表の一の控え（法人）
- ・法人事業概況説明書（月別売上高，兼業割合）の控え等（法人）
- ・所得税の確定申告書第一表の控え（個人）
- ・青色申告決算書（月別売上高）の控え等（個人）
- ・売上帳等の帳簿の写し（法人・個人）

Q37-2：売上高には消費税を含めるのですか？

いいえ。飲食業売上高は、消費税及び地方消費税を除いた金額を計上してください。

<申請額の算定について>

Q38：中小企業の場合，売上高方式と売上高減少額方式の選択ができるとのことですが，店舗毎に方式を選択しても良いですか？

店舗ごとに計算方式を分けていただいても構いません。

Q39：店舗毎の1日当たり売上高は全店舗の売上高の平均から算出しても良いですか？

1日当たりの売上高とは，店舗単位の売上高です。申請いただく店舗ごとの売上高を基に，1日当たりの売上高を算出させていただきます。

Q40：売上高に飲食事業以外の事業の売上も含まれています。どうすれば良いですか？

1日当たり売上高については，時短要請の対象となる飲食事業の売上高のみが対象となるため，飲食事業以外の事業の売上高が含まれている場合は，原則として時短要請の対象となる飲食事業だけの売上高を提出していただく必要があります。

<その他>

Q41：虚偽申請及び不正受給が発覚したらどうなりますか？

申請書の審査段階及び県民からの各種情報提供などにより、虚偽申請・不正受給が疑われる事業者については、所轄警察署等へ速やかに通報するとともに、協力金を不正受給した事実が判明した場合は、支給した協力金額を返還していただくなど厳正に対処します。

(例)

- ・実際には20時以降もお客を滞在させて営業を行っているにも関わらず、時短要請に応じたようにみせかけて申請している。
- ・以前から廃業・休業しているにも関わらず営業実態があるように見せかけて申請している。
- ・対象となる飲食店を運営する事業者（事業主）でないにもかかわらず、対象事業者を装って申請している。
- ・対象区域内に営業している店舗が複数あるにも関わらず、全店舗が時短に対応したと見せかけて申請している。

Q42：給付金は非課税ですか？

国によると課税対象とのことです。今後確定申告に含める必要がありますので、税務上の処理についてはご注意ください。